

財 計 第 4 0 6 号
平成 1 5 年 2 月 2 8 日

国家公務員共済組合連合会理事長
各 共 済 組 合 代 表 者 殿
存 続 組 合 代 表 者

財務大臣 塩川 正十郎

国家公務員共済組合連合会の積立金等の資金を他の経理単位等に貸し
付ける場合の貸付金に係る利率について

国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)
第85条の2、第86条第1項及び附則第7項の規定に基づき、標記のことについて下記
のとおり定めたので通知する。

記

- 1 施行規則第85条の2及び第86条第1項に規定する財務大臣が定める利率は、長期
給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法(昭和26年法律第100
号)第11条の規定による財政融資資金運用計画に基づき財務大臣が定める貸付利率を基
準として、国家公務員共済組合連合会が財務省主計局長と協議のうえ定める利率とする。
- 2 施行規則附則第7項に規定する財務大臣が定める利率は、次の各号に掲げるものにつ
き、それぞれ当該各号に定める利率とする。
 - (1) 住宅貸付(特別住宅貸付を除く。)に係る貸付金 財政融資資金法第7条第3項の規
定により財務大臣が定める利率(預託期間が10年の預託金に係るものに限る。以下
「財政融資資金預託金利率」という。)(当該利率が2.7%を下回るときは、2.7%)
 - (2) 住宅貸付のうち「阪神・淡路大震災」による災害を事由とするものに係る貸付金(大
都市地域特別加算部分及び公務員宿舎の建替えに伴う強制退去者に係る特別加算部分
を除き、貸付後5年間に限る。)(1)に定める利率から0.5%を減じた利率(当該
利率が2.5%を下回るときは、2.5%)
 - (3) 特別住宅貸付に係る貸付金 (1)に定める利率に0.3%を加えた利率
 - (4) 特別貸付に係る貸付金 (1)に定める利率
- 3 上記2の利率は、財政融資資金預託金利率が変更されたときは、当該利率が変更され

た日の属する月の翌月以後新たに貸し付ける貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この通達は、平成15年2月28日から適用する。
- 2 昭和62年6月27日付蔵計1591号「国家公務員共済組合法施行規則第85条の2及び第86条の規定により長期経理に属する余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合等の貸付金に係る利率の特例について」及び昭和62年6月27日付蔵計1592号「国家公務員共済組合法施行規則第85条の2及び第86条の規定により長期経理に属する余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合等の貸付金に係る利率の特例について」の規定に基づき、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会の行う事業のうち不動産等の取得を目的とする貸付金に係る利率を定める件」は廃止する。
- 3 平成15年2月28日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。ただし、この通達の記の1による利率は、事業計画及び予算の財務大臣認可に基づき平成15年2月28日前に貸し付けた貸付金についても適用できるものとする。

